# 地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令 （昭和三十二年総理府令第三十五号）

##### １

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）第八条の規定による事業計画の様式は、別記のとおりとする。

##### ２

令第九条の規定による添付書類に記載しなければならない事項は、同条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

* 一  
  測量の方式
* 二  
  都道府県が負担する経費の予定額
* 三  
  基準点の有無

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成二五年六月一四日国土交通省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。